

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う取扱いについて

新型コロナウイルス感染症により罹患された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」)」上の「五類感染症」に変更された場合の取扱いについて、以下のとおりお知らせいたします。

1. 約款上の取扱いが変更となる主な商品の取扱いについて

商品・特約	新型コロナウイルス感染症の取扱い
海外旅行保険 ・治療・救援費用等補償特約 ・疾病死亡保険金補償特約	保険開始日に関わらず、2023 年 5 月 8 日以降に治療を開始 した場合、その治療開始が「責任期間終了後 72 時間以内」で あるときに保険金のお支払い対象となります。 ※ 現在は、治療開始が「責任期間終了後 30 日以内」である 場合に保険金のお支払い対象となります。
スタンダード傷害保険 ・特定感染症補償特約	保険開始日に関わらず、2023 年 5 月 8 日以降に発病した場合は保険金のお支払い対象とはなりません。

2. 「入院の特例取扱い」について

新型コロナウイルス感染症が「五類感染症」に変更された場合は、「みなし入院」*の取扱いを終了いたします。

*当社では、2020年4月より、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合は、「入院」として取り扱い、保険金のお支払い対象とする特例取扱い(「みなし入院」)(注1)を実施しており、2022年9月26日以降は重症化リスクの高い方(注2)に限定し、「みなし入院」の取扱いを実施しております。

なお、2023 年 5 月 7 日以前に新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」の対象となる方については、2023 年 5 月 8 日以降も保険金をご請求いただけます。

<ご参考>新型コロナウイルス感染症と診断された場合の保険金支払い対象範囲

		2023年5月7日以前	2023年5月8日以降
入院された場合 (約款における取扱	(L)	支払い対象	商品により異なります (注 3)
宿泊施設や自宅で 療養された場合 (特例取扱い)	重症化リスクの 高い方	支払い対象	支払い対象外
	上記以外の方	支払い対象外	支払い対象外

- (注 1) 医師等の管理下において宿泊施設または自宅で療養をされた場合に、「入院」と同等に取り扱うものです。約款上の「入院」に該当しないものの、社会情勢を踏まえた時限的な措置として実施した経緯があります。
- (注 2) 2022 年 9 月 26 日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、次の「重症化リスクの高い方」をいいます。
 - ① 65歳以上の方
 - ② 入院を要する方
 - ③ 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新型コロナウイルス罹患により酸素投与が 必要な方
 - ④ 妊婦
- (注3)「新型コロナウイルス感染症」を疾病として補償する商品に限り支払い対象となります。ただし、<u>スタンダード傷害</u> 保険「特定感染症補償特約」は支払い対象外となります。

◇取り扱い変更の背景◇

2023 年 1 月 27 日付けの新型コロナウイルス感染症対策本部の決定を受け、政府より、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、2023 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の「五類感染症」に位置づけるとの方針が公表されました。

「五類感染症」に変更された場合、新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザ等と同様の位置づけとなり、感染症法の規定を根拠に講じられている「入院措置・勧告」等も適用されないこととなります。

■ご照会窓口

カスタマーセンター	0800-123-7100 (通話料無料)
	営業時間:9時~18時(年末年始を除く)